

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構 利用者関連システム再構築支援業務委託提案書等作成要領

提案に必要な書類は以下の5つになります。要領をよく読んで作成してください。

- 「提案書等提出書（表紙）」（様式5）
- 「企画提案書」（様式6～9）
- 「提案見積書（本委託契約額及び内訳）」（任意様式）※

1 「企画提案書」（様式6～9）

- (1) 規格は、A4サイズ縦型、片とじ（左側2点綴じ）・横書・片面・カラー可とします。
- (2) 文字の標準サイズは11ポイントとします。最高サイズは特に指定しませんが最低サイズは9ポイントまでとします。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではありません。
- (3) 総ページ数（片面換算）は10ページ程度とします。ただし、提出が求められていない資料は極力添付しないなど簡潔明瞭なものとなるよう留意してください。
- (4) 記載項目ごとに示したポイントに必ず言及し、提案内容を記入してください。
- (5) 事業者名及び事業者名を容易に推察できる記載をしないでください。

2 「提案見積書（本委託契約額及び内訳）」（任意様式）

- (1) 任意の様式を利用して作成してください。
- (2) 本委託内容を実施するために必要な見積額とその内訳を記入してください。

※ 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

3 本委託契約において、仕様書記載の事項については必ず満たすこととし、提案で当法人に不利となる内容に変更することはできません。また、仕様書に記載のない事項で提案があった場合には契約時に当該事項を契約に盛り込んでください。

4 提案に必要な書類については、書面の提出とあわせてPDF形式のファイルを提出してください。

5 提出された提案書等の取扱い

提案の採否にかかわらず、提案書等は返却しません。
また、原則、提案書等は非公開とします。

6 提案書等の著作権

評価の結果にかかわらず、原則として提出された提案書等の著作権は作成した提案書等提出者に帰属し、当法人は無断で使用しないものとします。ただし、書面による評価等において当法人が必要と認める場合は、その範囲内において提案書等提出者の許可なく複製し、また無償で使用できるものとします。